

## 華道部 規約

(名称)

第1条 本団体は、華道部と称する。

(目的)

第2条 本団体は級の所得を目指して、個々の技術を向上させることを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。  
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 活動がある度に、1人1000円ずつ徴収する。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員の多数決により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全構成員の多数決により改廃される。

附則

この規約は、平成13年6月25日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和4年4月28日から適用する。